

【令和7年度版】

令和7年9月11日適用

幼保連携型認定こども園 監査調書 【処遇等】

施設名	
-----	--

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘(問題点)の内容等
1 入所者支援の充実					
1 幼保連携型認定こども園教育・保育要領が定める保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各園の実情に応じて適切な保育が行われているか。	・入所者の処遇記録等は整備されているか （保育日誌（学級日誌）など。また、児童票に家庭調査票が含まれているか） ・ <u>処遇記録は完結の日から5年間保存されているか。</u>	・ <u>運営基準条例34条1項</u> ・ <u>運営基準条例34条1項</u>	・保育日誌（学級日誌） ・児童票（台帳） ・事業日誌 ・職員会議録	C	
	教育及び保育の内容に関する「全体的な計画」を策定し、それに基づく「指導計画」により教育・保育を行っているか。各計画は実施記録とその評価により、適切に見直しを行っているか。 ＜留意事項＞ ①保育の基本となる「全体的な計画」と、これを具体化した「指導計画」を作成すること ②「指導計画」作成上の留意事項 ・3歳未満児については、個別的な計画を作成すること ・3歳以上児については、協同的な活動等が促されるよう配慮 ・長期的（年・期・月）な指導計画と、それに関連したより具体的な子どもの生活に即した短期的（週・日）な指導計画を作成すること ・障害のある園児について、個別的な支援計画を作成すること。 ③希望保育、合同保育等、通常保育以外を実施している日も、計画と実施記録、その評価が必要であること	・ <u>運営基準条例15条</u> ・教育・保育要領	・全体的な計画 ・指導計画（長期・短期） ・歳児別指導計画	C	
	子育て支援事業を実施しているか。 ・子育て支援事業は、幼保連携型認定こども園の目的の一つであり、法が定める子育て支援事業の中から、その地域において実施することが必要と認められるものを、適切に提供できる体制のもとで実施していること。 ・主幹保育教諭等を子育て支援事業に専任させていること。	・認定こども園法9条 ・認定こども園法施行規則2条 ・幼保基準条例26条		B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	園児の社会性や豊かな人間性を育むため、特色のある教育・保育を実施するよう配慮しているか。	・教育・保育要領	・指導計画 ・保育日誌（学級日誌）	B	
	教育・保育要領を超えた特別なカリキュラム（付加的サービスとして実施される教育等（例：英会話、スイミング、書道等）について、次の点に留意しているか。 ・特別なカリキュラムの実施時であっても、保育教諭の配置が必須であること。 ・特別なカリキュラムに参加しない児童について、教育・保育上の配慮がなされていること。	・幼保基準条例24条 ・運営基準条例21条 ・教育・保育要領	・全体的な計画 ・指導計画（長期・短期） ・園だより ・保育日誌（学級日誌）	B C	C＝保育教諭未配置
	園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。	・幼保基準条例10条		B C	C＝重大な違反
	教育・保育の記録や自己評価に基づいて、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」が作成され、児童の就学に際し、小学校に送付が行われているか 【要録の保存期間】 ・学籍に関する記録は最低20年間（認定こども園法施行規則） ・学籍以外に関する記録は、小学校を卒業するまでの間（＝6年間）	・教育・保育要領3章 ・指導要録通知 [D3] ・認定こども園こども要録について [D4]	・幼保連携型認定こども園園児指導要録	C	作成なし＝1(31) 作成有・送付無＝1(32)
2 開所・開所時間、保育時間、開設日が適切に設けられているか	1日の開所時間は11時間が確保されているか ※国の通知では、「（保育を必要とする子の）教育及び保育の時間は8時間が原則であるが、1日の開園時間は保育所と同様、11時間とすることを原則とすること」とされている。	・幼保基準条例23条1項3号 ・幼保基準省令解釈通知[A1]	・入所のしおり（重要事項説明書） ・園だより ・献立表 ・運営規程 ・保育日誌（学級日誌）	C	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘(問題点)の内容等
	2号・3号認定こどもの保育について、日曜日、休日、年末年始(12/29～1/3)を除き、開所しているか。 【いわゆる自由登園日・希望保育の考え方】 ・保育認定(2号・3号認定)子どもに対しては、土曜日やお盆期間中等も保育を提供する義務があるため、希望保育日や自由登園日を設定する場合は、次の点に留意すること。 ・保護者の希望を把握し、保護者の協力が得られる範囲内で、かつ必要最小限の日数で設定すること。なお保護者の希望の把握は、保育を希望する保護者からその旨を申出させることにより行うことも可(R2年～)。 ・登園抑制につながる行為(登園理由を申告させる、職場発行の勤務証明の提出を強制すること等)は認められないこと。 ・個々の保育希望を適切に把握し、対応可能な勤務体制を取っていること。 (希望を確認する前に勤務シフトを決定する等の対応は不適切であること) ・自由登園日の登園児童が毎年ゼロである等、実質的な強制となっている点が見られないこと。	・入所手続き運用(課長通知)[C3]問5 ・児童福祉法39条の2	園だより 入所説明資料、 出勤簿、出席簿 献立表、給食実施	C	
	・1号認定こどもの1日の教育時間は、最低4時間を確保しているか。 ・1号認定こどもの年間教育週数は39週以上となっているか。	教育・保育要領	運営規程 重要事項説明書 契約書	C	
	開所日、開所時間、利用時間は運営規程、重要事項説明のとおりに設定されているか。 認定こども園においては、利用者との契約内容とも整合が取れているか。	・運営基準条例5条、20条	運営規程 重要事項説明書 契約書	B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	そのほか、保育の必要な児童(2号・3号認定こども)に対する開所日、保育時間について、不適切な運用がされていないか。 (以下、主な事例とその考え方)			C	
	① ならし保育が園側の都合により行われていないか ・ならし保育(保育時間短縮)については、入所案内に明記し、かつ入所申請前に利用者に情報提供するなど、入所に先立って予め情報提供が必要があること。 ・進級児について一律のならし保育の必要性は認められないこと。 ・弁当持参日としたり、簡易給食日とする、おやつの有無等により事実上、ならし保育を強要していないこと。	・入所要件等通知[C6]	出欠簿、出勤簿 園だより、給食だより	C	
	② 土曜日の自由登園が強要されていないか ・土曜日についても11時間開所が求められること ・毎土曜日を弁当持参日としたり、簡易給食日とする、おやつの有無等により事実上、土曜日登園を抑制していないこと。	・入所手続き運用(課長通知)[C3] ・児童福祉法39条の2	出欠簿、出勤簿 園だより、給食だより	C	
	③ 春休み・夏休み・冬休み、盆休み等が強制されていないか。 ・2・3号認定子どもの長期休所は認められないこと ・上記期間を自由登園期間とする場合、保育希望により受け入れできる体制を整えること。	・入所手続き運用(課長通知)[C3] ・児童福祉法39条の2	出欠簿、出勤簿 園だより、給食だより	C	
	④ 時間外、延長保育の費用徴収が不適正に行われていないか ・11時間の開所時間内における保育については、保育料・保育材料費・おやつ代などの基本費用の徴収は認められないこと。	・入所手続き運用(課長通知)[C3] ・児童福祉法39条の2	出欠簿、出勤簿 園だより、給食だより	C	
	子ども一人一人の保育時間は、保護者の就労時間等に配慮したものとなっているか	・幼保基準条例23条2項	延長保育利用状況報告書	C	
3 児童の受入れは適正に行われているか	正当な理由なく入所児童の年齢制限を行っていないか	・児童福祉法46条の2		C	
	・1号認定子どもの選考基準を適切に設定しているか。 ・選考基準を運営規程に明示しているか。	・運営基準条例6条2項		B	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
4 保護者との連絡（登所、降所等）が適切に行われているか	保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか ・登所時、降所時の連絡は適切な方法で行われているか （特に低年齢児の健康状況等） ・連絡帳の利用、登所時、降所時の健康状態の確認、伝達が行われているか	・幼保基準条例25条 ・教育・保育要領	・連絡帳	B	
5 学校として保健管理及び保健教育を適切に行っているか。	学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置いているか。	認定こども園法27条（学校保健安全法23条を準用）	・就任承諾書 ・嘱託契約書等	B C	B 策定、実施内容が不十分 C 策定なし
	学校保健計画を策定・実施し、園児や職員の健康の保持・増進を図っているか。 （策定すべき内容） ・園児及び職員の健康診断 ・環境衛生検査 ・園児等に対する指導	・学校保健安全法5条 ・学校保健安全法6条 ・学校保健安全法施行規則1条 ・教育・保育要領			
	学校保健計画の立案・見直しにあたっては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導を受けているか。	・学校保健安全法施行規則22条、23条、24条 ・学校環境衛生管理マニュアル			
	園児の健康診断を実施しているか。 ・入園時及び毎年度2回行っているか（うち1回は6月30日までに行うこと）。 ※入園時＝入所の6か月前～入所後1ヵ月以内を基準 ※毎年度2回＝概ね6月毎 ・年1回の歯科検診が実施されているか。 ・定期健康診断日に欠席した児童について、個別の対応ができているか。 ・健診結果の保護者への連絡は適切か。 ※令和4年度の健康診断について 新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって入園時及び毎年度2回（そのうち1回は6月30日まで）実施することができない場合は、健康診断の実施を延期して差し支えないこと。なお、延期する場合でも、可能な限りすみやかに実施すること。	・認定こども園法施行規則27条 ・学校保健安全法施行規則5条 ・教育・保育要領3章 ・（R4.3.1事務連絡）幼保連携型認定こども園における園児の健康診断の実施等に係る対応について	・事業日誌 ・児童健康診断記録	B C	一部受診漏れ 実施時期不適 未実施
	健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。（5年保存）	・運営基準条例34条2項		B	
	職員の健康診断 →施設管理調書において判断				
	学校環境衛生基準に従い、学校環境衛生活動（日常点検、定期検査、臨時検査）を行っているか。 (1)日常点検 毎授業日に主として感覚的に点検し。定期検査や臨時検査の参考とする。（3年保存） (2)定期検査 定期的に実施（5年保存） (3)臨時検査 必要があるときに実施（感染症・食中毒の発生時または発生のおそれがあるとき、建物の新築・改修時や机・椅子・コンピュータの搬入等、揮発性有機化合物が発生するおそれがあるとき）（5年保存） ※検査項目は学校環境衛生管理マニュアルを参照	・学校保健安全法施行規則1条 ・学校環境衛生管理マニュアル	・検査記録	B C	実施内容が不十分 未実施
	学校環境衛生活動の実施・評価にあたっては、学校医、学校薬剤師の助言・指導を受けているか。	・学校保健安全法施行規則22条、24条 ・学校環境衛生管理マニュアル		B	
	学校環境衛生活動を適切に実施できるよう、学校環境衛生管理マニュアル等を備えているか。			B	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘(問題点)の内容等
6 園児の日々の健康管理は適切に行われているか。 保育中に何らかの異常が発見された場合の処置は適切に行われているか。	毎朝、児童の下痢、軟便、発熱等の有無を確認する等、健康状態を観察しているか。 また、その情報は職員間で適切に共有されるように工夫しているか。	・幼保基準条例25条 ・運営基準条例18条 ・教育・保育要領	・健康チェック記録 ・病児記録 等	B	
	保育中は、子どもの状態を観察し、異常が発見された場合には、保護者に連絡し、学校医、かかりつけ医、地域の医療機関に連絡する等適切な処置を講じているか。 ・病児については、病児記録により状況・対応・連絡経過などを記録しているか(日誌等に付記するのではなく、経過を詳しく把握できるよう別個に記録をとることが望ましい)	・運営基準条例17条 ・運営基準条例10条、18条 ・認定こども園法(学校保健安全法9条、10条を準用)		B	
	子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡を行っているか。	・幼保基準条例25条 ・運営基準条例17条			
7 児童虐待への対応は適切か	被虐待児の早期発見のための取り組み・工夫を行っているか (不自然な傷やヤケド、身体や衣服の汚れ具合等を観察しているか等)	・教育・保育要領 ・児童虐待防止法 ・定期情報提供通知[C8] ・児童虐待発見時の通告と連絡票送付について(令和6年4月9日姫路市子育て支援室依頼文)	・児童虐待相談連絡票 ※該当事例がある場合には、子育て支援室に提出することになっている	C	
	虐待が疑われる場合には、児童相談所、学校医、福祉事務所、児童委員、保健所等の関係機関と連携を図っているか。				
8 感染症等の対応は適切に行われていること	職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに園長に報告する体制を整え、るとともに、施設長は必要な指示を行うこと	・感染症報告通知[J15]	・病児記録、保育日誌(学級日誌)	B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	感染症や食中毒、重大事故が発生した場合、適宜、関係機関への連絡報告を行っているか。 次の1から3のいずれかに該当する場合は、保健所防疫課まで報告を行うこと。また、こども保育課へも報告をすること。 1インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の呼吸器感染症については、同一の呼吸器感染症(疑い含む)をのべ10名以上または全利用者の半数以上の方が発症し、かつ、施設内感染が否定できない場合(確定診断の有無は問いません)。 2ノロウイルス・ロタウイルス等の消化器感染症については、同一の消化器感染症(疑い含む)を3名以上の方が発症し、かつ、施設内感染が否定できない場合(確定診断の有無は問いません)。 3感染症により、入院するなど重篤患者が発生した場合。	・教育・保育要領 ・食中毒防止徹底通知[J2] ・市こども保育課事務連絡(R3.5.17) ・姫路市保健所防疫課ホームページ 「施設における感染症(呼吸器・消化器)の発生時の連絡及び報告」			
	医師又は看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと	・感染症報告通知[J15]			
	感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること	・感染症報告通知[J15]		C	
	感染症対策マニュアルは整備されているか	・感染症報告通知[J15]		B	
	感染症予防対策はとられているか ・施設内で感染症を蔓延させないよう、必要な器具、薬品類は備えられているか ・汚物入れ、マスク、手袋、消毒薬などが常備されているか 消毒薬⇒保育士等の手指消毒、汚染場所の消毒に必要 ・風邪、インフルエンザ等の兆候のある職員を保育に従事させていないか	・幼保基準条例19条2項 ・感染症報告通知[J15]	・現状確認	B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	保育室の衛生管理を適切に行っているか。 (保育所における感染症対策ガイドライン) ・室温(夏期26～28℃・冬季20～23℃) ・湿度(約60%) ・換気 (学校環境衛生基準) ・温度(18℃以上、28℃以下であることが望ましい。) ・相対湿度(30%以上、80%以下であることが望ましい。) ・換気(換気の基準として、二酸化炭素は、1500 ppm 以下であることが望ましい。)	・保育所における感染症対策ガイドライン ・学校環境衛生管理マニュアル		B	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
	職員に対して年1回、衛生管理に関する研修を行っているか	・運営基準条例3条1項 ・感染症報告通知[J15]		B	
	児童に対して食事前、おやつ前に手洗いをさせているか	・衛生管理強化通知[J1]、社会福祉施設衛生管理通知[J6]		B	
	感染症の発生時等には学校医の指示を受けているか	・教育・保育要領		B	
	感染症に罹った児童の再登園にあたっては、医師の指導のもとに保護者が判断したことを確認し、記録しているか。 （医師の「治癒証明」を求めることは感染症対策として効果的ではないので、望ましくないこと）				
9 園児の安全確保を図っているか	園児等の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定、実施するとともに定期的に計画の評価と見直しを行っているか。 （策定すべき内容） ・園の施設・設備の安全点検 ・園児等に対する日常生活及び園生活における安全に関する指導 ・職員の研修等	学校保健安全法27条	学校安全計画	B C	B 計画の策定、実施が不十分 C 未整備
	学校安全計画の立案・見直しにあたっては、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導を受けているか。	・学校保健安全法施行規則22条、23条、24条			
	設備や遊具等の日常安全点検を適切に実施しているか 遊具による事故・ケガがあった場合は再発防止対策がなされているか 大型遊具については定期的に専門業者による点検を受けているか	・遊具安全強化通知[K8] ・教育・保育要領	・遊具点検記録簿 ・事故記録、ヒヤリハット記録	B	
	プールを使用する場合、水質検査・記録を適切に実施しているか。 ・主な指標：残留塩素濃度（0.4mg/l～1.0mg/l）、温度（22度以上）、大腸菌（検出されないこと） ・点検頻度：残留塩素濃度について午前中1回以上、午後2回以上（ただし児童の入れ替わり毎に計測することが望ましい） ・衛生上、利用前の児童の消毒（お尻洗い等）は徹底しているか。	遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日健発0528003号）	・プール点検記録簿	B	
	プール使用時や水遊び時において、事故防止を徹底しているか。 ・指導を行う職員と監視のみを行う職員とを分けて配置し、両者の役割分担を明確にしているか（十分な監視体制を確保できない場合は、プール活動等の中止も選択肢であること）。	・プール活動等通知[K12] ・事故対応ガイドライン[K11]	・職員研修資料 ・訓練記録	B	
	・職員に対し、心肺蘇生をはじめとした応急措置について教育の場を設けているか。 ・一刻を争う状況にも対応できるよう、119番通報を含む、緊急事態に対応するための知識・技術を職員間で共有しているか。また、それらの知識・技術を緊急時に実践できるよう日頃から訓練を行っているか。	・事故対応ガイドライン[K11]		B	
	子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	・（R3.8.25事務連絡）保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について（R4.9.6再周知あり）		B C	実施内容が不十分 未実施
	登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	・（R3.8.25事務連絡）保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について（R4.9.6再周知あり）		B C	実施内容が不十分 未実施

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘(問題点)の内容等
	送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から以下のような対応をしているか。 (日々の運行に係る留意事項) 1 通園バス車両の日常点検や法定点検等の安全点検を行うこと 2 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員が添乗すること 3 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 4 事故・災害発生時の対応について、フロー図やマニュアル等を作成し、職員間で共有し施設内や通園バス車両に備えること(項目例:児童の安全確保、警察・消防への連絡、園・保護者への連絡等) 5 運行日誌を備え、運行管理状況を記録すること (運行前の留意事項) 1 施設が保有する車両を使用して送迎を行う場合、道路運送法に基づく有償運送許可申請を行うこと 2 利用申込保護者に対し必要な項目(施設と保護者が自主的に行う私的契約であることや実費徴収額の内訳等)について書面を交付のうえ、書面により同意を得ること 3 送迎コースと所要時間を定め、職員間で共有するとともに、保護者に対し書面により事前に説明すること 4 予め乗車名簿や座席表を作成し、添乗職員だけでなく、施設の職員間で共有すること 5 重大事故防止のため、日々の送迎のなかで発生したヒヤリ・ハット事案を記録し、園内研修等で共有し、原因分析・整理を行うこと	・(R3.8.25事務連絡)保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について(R4.9.6再周知あり) ・保育施設等における通園バスに係る安全管理の留意事項について(兵庫県こども政策課作成)		B C	実施内容が不十分 未実施
	園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。 ※送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児の移動のために自動車を運行するすべての場合に確認が必要。	・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部改正について(通知)(令和4年12月28日付子発1228第2号他)		B C	確認方法が不十分 確認していない
	・通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をしているか。	・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部改正について(通知)(令和4年12月28日付子発1228第2号他)		C	ブザーを設置していない
	園外活動時も含め、保育活動時は常に園児の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意してか。また、不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の探索を行うように対応しているか。	・(R4.4.11事務連絡)保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について		B C	実施内容が不十分 未実施
10 事故発生防止対策を講じているか。事故があった場合の対応は適切になされているか	事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備しているか。 ※なお指針については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に、各園の実情に応じた具体的な指針を策定し、運用及び見直しを行うこと。	・教育・保育要領 ・運営基準条例32条1項1号 ・事故発生時対応ガイドライン[K11]	・事故記録 ・事故防止、対応マニュアル ・職員会議記録	B C	C 未整備
	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態(ヒヤリ・ハット)が発生した場合に、その事実が報告され、その分析を通じて得られた改善策が職員に周知徹底される体制が整備されているか。	・運営基準条例32条1項2号		B C	C 未整備
	ヒヤリ・ハット記録は、事実が発生した当日または翌日には職員に周知させ、事故予防に活用すること。			B	
	事故発生防止のための委員会を設置しているか。	・運営基準条例32条1項3号		B C	B 設置予定 C 設置予定なし

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
	事故発生防止、事故対応について、職員に対する研修を定期的に行っているか。	・運営基準条例32条1項3号		B C	B 不定期に実施 C 未実施
	・事故が発生した場合は、事故の状況や採った措置について記録しているか。 また、記録は5年間保存しているか。	・運営基準条例32条3項 ・運営基準条例34条2項		B C	B 軽微な違反 C 記録なし
	・重大事故が発生した場合は、市（※）及び家族に速やかに連絡・報告するとともに、必要な措置が講じられているか。 ※市への報告は、重大事故（死亡又は意識不明、30日以上を負傷疾病を伴う事故、骨折・火傷・誤嚥誤飲、損害賠償を要する見込みのある事故）が発生した場合、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日まで）に行われていること。	・運営基準条例32条3項 ・運営基準条例34条2項 ・特定施設事故報告通知〔K10〕 ・事故発生時対応ガイドライン〔K11〕		B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	乳幼児突然死症候群の防止に努めているか。 ・睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか ※5～10分ごとに記録をとること（5分ごとが望ましい）。 ・乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか ・施設内（敷地を含む）は完全禁煙としているか	・教育・保育要領 ・兵庫県受動喫煙防止条例	・午睡確認チェック表	C	
	保育中の事故に備えて損害保険加入等の対策が講じられているか。 ・日本スポーツ振興センターによる災害共済給付への加入（加入は任意） ※免責特約が付されていない場合は賠償保険に当たらないことに留意 （後でセンターから求償されるため） ・施設による損害賠償責任保険への加入（加入は任意） →いずれかに加入していること。また、加入している場合は、給付申請が適切に行われていること。 〔日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の概要〕 ・給付は見舞金であり、施設を通じて利用者に行われる（全額渡しが原則。引き去りは不可） ・年掛金270円のうち9割（243円）まで利用者負担とすることが可能。ただし、免責特約を付した場合の別途掛金15円については利用者負担が認められないことに留意。 ・給付対象は、療養に要する医療費総額（10割分）が5000円以上の負傷疾病等		・事故記録 ・給付申請書控	B	
	・教育、保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行っているか。	運営基準条例32条4項	・事故記録	C	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
11 適切な給食を提供するよう努めているか	（1号認定こどもの給食は、契約内容により判断する）	・幼保基準条例13条、14条 ・教育・保育要領			
(1)給食状況	給食を外部搬入している場合は、3歳児以上に限定されているか （3歳以上児については、基準14条の基準を満たせば外部搬入が可能） 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか 【委託基準】 ① 契約内容、施設と業者との業務分担及び経費分担を明確にした契約書 が取り交わされていること ② 契約書には、国通知で定める事項（施設が必要な資料請求を行えること、 誠実な契約履行がされない場合は契約解除できること、代行保証に関す ること、事故発生時の業者損害賠償責任、ほか）が盛り込まれていること ③ 受託業者は国通知基準を満たす業者であること ④ 施設において業者の履行状況（栄養面及び安全・衛生面に対する配慮） を確認すること	・通知[A2～I3] ・通知[J1～J9] ・調理業務委託通知[I1] ・衛生管理通知[J14] ・幼保外部搬入等通知[J18]	・委託契約書	B	
	「お弁当日」等を過剰に設定するなど、給食を利用者に負担転嫁していないか （お弁当日は、月1回以下とすること）		・献立表、園だより ・勤務シフト表	B C	軽微な問題 重大な問題
(2)食事計画の策定及び必要な 栄養摂取基準の確保	食事計画を策定し、評価と見直し・改善を適切に行っているか 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況等について把握し、提供す る食事の量と質についての計画（食事計画）を立てるとともに、食品や調理方法に配慮した献立作成 を行うこと。	・食事提供指導通知[I4] ・「保育所における食事の提供ガイドラ イン」		C	
	献立表を作成し、必要な栄養摂取基準を確保しているか （献立は、季節感に富み、児童の発育に必要な栄養量を満たしていること） ※こども保育課の献立を参考にし、給食月報の充足率が±30%を超えるものはないか	・幼保基準条例13条4項 ・食事計画通知[I5] ・食事提供指導通知[I4] ・「保育所における食事の提供ガイドラ イン」	・献立表 ・給食月報 （給食月報のうち、1,4,8,11月 分はこども保育課へ提出）	B C	軽微な問題 重大な問題
	定期的に施設長を含む関係職員による給食会議を実施しているか 定期的に給食会議を実施し、情報の共有を図るとともに、食事計画・献立の評価と見直しを図ること。	・食事提供指導通知[I4]	・給食会議記録	B C	C 全く実施していない
	給食日計表、給食月報等は献立に基づき正確に記載されているか （給食で提供した栄養摂取基準の把握、管理を行うため）		・給食日計表 ・給食月報	C	
	・おやつを適宜与えているか。また、提供時間帯は適切か。 ・3歳未満児：1日2食（午前1回、午後1回） ・3歳以上児：1日1食 ・延長保育中は、保護者の希望で不提供とする場合を除き、おやつ（補食）を提供すること（延長保育 の補助金にも積算されている）。 ・おやつが飲み物だけで固定されている等がないか。 ・週1回は手作りのおやつを提供すること。	・食事計画通知[I5]	・給食日計表	B C	全く与えていない
(3)入所者の身体状態等個々 の状況に合わせた調理内容に なっているか	3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについての配慮がされているか ・外部搬入施設であっても、3歳未満児の献立は独自に作成し自園調理すること。 ・3歳以上児については基準32-2の条件を満たせば外部委託・搬入も可能（調理設備は必要）	・幼保基準条例13条、14条 ・食事提供指導通知[I4] ・食事計画通知[I5]	・献立表 ・委託契約書	C	
	乳児のミルクは保育所の経費で調達していること （アレルギー対応用のミルクも同様であること）	・運営費通知[E1]	・勘定元帳	C	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
(4)安全・衛生面に十分に配慮しているか(食中毒対策が適切に行なわれているか)	離乳期を迎えた子どもには離乳食を適切に提供していること。 ・離乳食の開始時期について、子どもの発達に応じて個別に設定しているか。 ・家庭と連携を取っているか(家庭での実施状況を聞き取りながら提供しているか)	・保育所における食事の提供ガイドライン		B	
	入所時に児童の身体状況(食物アレルギー等)を把握していること ・入園面接時等、給食提供に先立って把握調査を行い、記録しているか (生まれて初めて口にする食物について提供前の把握を行っていること) ・医師による生活管理指導表の提出など、医学的見地の確認を行っているか	・幼保基準条例13条(外部搬入は14条) ・保育所アレルギーガイドライン	・児童票等 ・生活管理指導表	B C	C=把握していない
	児童の身体状況(食物アレルギー等)について、全職員(調理員含む)に伝達していること ・伝達が確実になされるように工夫されているか	・幼保基準条例13条(外部搬入は14条) ・保育所アレルギーガイドライン	・給食会議録等 ・施設内掲示物	B	
	アレルギー児について、医師の判断に基づき除去食(場合によっては代替食)を実施しているか。	・幼保基準条例13条(外部搬入は14条) ・保育所アレルギーガイドライン	・献立	B	
	アレルギー除去の解除については、文書で申出を受ける等、記録を確実に行うこと。	・幼保基準条例13条(外部搬入は14条) ・保育所アレルギーガイドライン			
	給食関係者の検便を毎月実施していること(調理委託の場合は特に要注意) ・調乳担当の保育教諭及び盛り付けのみに従事する者を含む。 ・検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157を含む)。10月～3月まで、必要に応じてノロウイルス検査を含める。 ※O157は検査必須、O157以外も検査することが望ましい(O26、O103、O111、O121、O145等) ・新規採用者は従事させる前に結果を確認しておくこと。	・幼保基準条例14条 ・衛生管理強化通知[J1]、保存食通知[J3]、大量調理施設衛生管理マニュアル[J6](=踏まえる基準)、学校給食衛生管理基準[J17](=参考とする基準)		B C	漏れあり 未実施
	衛生管理チェックリスト(こども保育課作成)により、調理業務を点検し、適切に記録されているか ※以下、衛生チェックリストの確認項目		・衛生管理チェックリスト ・実地確認	B	
	① 調理室の出入口、窓、排水口に、そ族、昆虫の防除設備を設けているか (扉や網戸が破れ、虫やねずみが容易に侵入できる状態でないこと) ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、実施記録を1年間保管しているか。	大量調理施設衛生管理マニュアル[J6] 5(1)、(2)	・実地確認		
	② 調理室内に手洗い設備(レバー水栓等)があり、せっけん及び消毒液が必ず設置されているか	大量調理施設衛生管理マニュアル[J6] 5(1)、(2)	・実地確認		
	③ 関係者以外の立入りを禁止し、調理室専用の履物を備え、室外のものと区別しているか(保育士等が着衣・履物を交換しないまま、調理場に入って作業していないか)	大量調理施設衛生管理マニュアル[J6] 5(4)⑧	・衛生管理チェックリスト ・実地確認		
	④ 毎月清掃日を設けて定期的に調理室内外の清掃に努めているか	大量調理施設衛生管理マニュアル[J6] 5(2)	・清掃記録		
	⑤ 食器類の衛生管理に努めているか(食器保管庫等)	社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について[J8]	・実地確認	B	
	⑥ 職員が配食する際は手洗い、消毒を徹底しているか	大量調理施設衛生管理マニュアル[J6] 3(1)		C	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
	⑦ 調理室は十分な換気を行っているか。調理室内は湿度80%以下、温度25℃以下に保っているか。	大量調理施設衛生管理マニュアル [J6] 5(2)	・衛生管理チェックリスト	B	
	⑧ 【水道水(直圧)のみ使用】 定期的に水質検査を実施しているか。 使用前・使用後の2回：残留塩素、色、濁り、匂い、味(官能検査)	大量調理施設衛生管理マニュアル [J6] 3(12)	・水質検査記録 ・衛生管理チェックリスト	B	
	⑨ 保存食は、1品あたり50g程度を計量して採取し、一定期間(2週間)適切な方法(−20℃以下の冷凍保存)で保管されているか ・幼保基準条例14条による外部委託・搬入の場合も保存食は必須であること。	大量調理施設衛生管理マニュアル [J6] 5(3)	・冷凍庫温度記録 ・衛生管理チェックリスト	B	
	⑩ 給食材料については、品質、状態、品温、産地等を確認して検収し、検収記録簿(又は納品書)に記録しているか。 ・温度については少なくとも温度管理区分毎に記録を行うこと。 ・購入米については、名称、産地、数量、取引相手方等の記録が法令上も必須とされていること(米トレーサビリティ法)	・食中毒防止徹底通知[J2] ・大量調理施設衛生管理マニュアル [J6] ・米トレーサビリティ法	・検収記録簿	B	
	⑪ 給食材料が適切に用意され、保管されているか ・生鮮食品(肉・魚等)は当日納品を原則とすること ・要冷蔵品、冷凍食品が常温放置されていないこと、また、納品時にも保存温度は守られていること。 ・ミルクは開封後1か月以内に使い切るよう管理しているか。	大量調理施設衛生管理マニュアル [J6] 1(4)	・検収記録簿	B	
	⑫ 調理終了後速やかに喫食していること (常温放置で30分以上、冷蔵庫等に入れても2時間以上経過していないこと) ※手作りおやつも同様とする。	・食中毒防止徹底通知[J2]	・点検記録	B	
	⑬ 検食を適切に実施していること ・配膳前に行われていること ・検食者は、園長又は主幹保育教諭など、食事の提供可否を判断できる者が当たることが望ましい。 ・調理に従事した者による検食は望ましくないこと。 ・アレルギー児用の食事やおやつ、離乳食についても行われていること。	・食中毒防止徹底通知[J2] ・学校給食法	・検食簿	B	
(5)給食に関する記録の整備	給食日誌、給食材料日計表等が適切に記録されているか		・給食日誌、給食材料日計表	B	
	脱脂粉乳(配給分)の受払が適正に行われ、台帳が保管されているか ・台帳の保存期間…現年を除いて3年間		・脱脂粉乳受払台帳	B	
(6)食育への取り組み	「食育計画」が作成されているか	教育・保育要領	・食育計画	B	
	食育計画に基づいた取組を行っているか (取組事例 野菜等の栽培活動、クッキング保育など)	教育・保育要領	・園だより、給食だより	B	
	調理業務を委託している場合は、食育計画に基づいた食事の提供が行えるよう、受託業者と連携しているか。	幼保外部搬入等通知[J18]		B	
	保護者に食育情報が提供されているか		・園だより、給食だより	B	
12 実施機関等との連携が図られているか	長期欠席児童(休業日を除き引き続き7日以上欠席した児童(家庭訪問や入院等で本人の現認・状況把握ができていない場合を除く))について、市(子育て支援室)への連絡が適切に行われているか。 また、特に配慮が必要な児童について、市(こども保育課等)への報告相談が密に行われているか。	・教育・保育要領 ・定期情報提供通知[C8] ・児童虐待発見時の通告と連絡票送付について(令和6年4月9日姫路市子育て支援室依頼文)	・長期欠席連絡票控	C	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
13 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか ①苦情解決体制が整備され、十分周知されているか ②苦情解決の仕組みについて周知しているか ③苦情受付及び処理の内容が適切に記録され、報告・公表されているか ④苦情解決に係る情報の公開を行う場所の確保は適切にされているか	苦情処理体制に関する規程を整備し、苦情解決の手続きが明確化されているか	・社会福祉法82条 ・運営基準条例30条1項2項 ・社会福祉事業苦情解決指針[L6]	・苦情解決規程	C	
	苦情受付担当者を設定し、受付窓口を設置する等、苦情受付体制が確保されていること。	・社会福祉事業苦情解決指針[L6]		C	
	苦情受付窓口及び解決の手順を、利用者及び職員に周知していること （重要事項説明書の交付、施設内掲示等）			C	
	苦情解決の第三者委員を適切に設置しているか 第三者委員として適切ではない者＝法人理事、社会福祉施設の施設長（他法人を含む）等	・社会福祉事業苦情解決指針[L6]		B C	C 設置していない
	苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名、連絡先は、常時確認できる状態で公表されていること （重要事項説明書による書面交付及び施設内掲示）	・社会福祉事業苦情解決指針[L6]		C	
	苦情受付及び処理の内容が適切に記録されているか。	・運営基準条例30条2項	・苦情記録簿	B	
	苦情に関する記録を完結の日から5年間保存しているか。	・運営基準条例34条2項	・苦情記録簿	B	
	苦情内容等について、定期的に第三者委員に報告されていること ・0件であった場合においても、その旨の報告が必要（苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する場合を除く）	・社会福祉事業苦情解決指針[L6]		B	
(1) 保護者等への必要な情報提供等を行っているか	利用申込者に対し、あらかじめ、施設が提供する教育・保育の内容について、文書（重要事項説明書）を交付して説明し、同意を得ているか （※基準上の明示はないが、書面による同意が望ましいこと）。 （※募集要項等の書類に重要事項説明書に記載すべき内容が網羅されており、事前の説明・同意が得られている場合は、別個に「重要事項説明書」を作成する必要はない） 【重要事項説明書に必ず記載しなければならない事項】 ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 など 【以下、内閣府が記載事項のモデルとして示す項目】 ・施設の目的及び運営の方針 ・提供する教育・保育の内容 ・職員の職種・員数及び職務の内容 ・教育、保育を行う日及び時間等 ・保育料、利用者負担額等 ・利用定員 ・利用の開始及び終了に関する事項 ・緊急時、災害時の対応 ・苦情要望等の受付体制 ・保険に関する事項 ・守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項 （電磁的方法による重要事項の提供） 利用申込者の承諾がある場合には、文書の交付に代えて、電磁的方法（電子メール、施設ホームページでの提供、磁気ディスク・光学ディスク等）による提供も可能。 （この場合、施設が用いる電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法により承諾を得ること）。	・社会福祉法第75条、第76条、第7条 ・児童福祉法48条の2 ・幼保基準条例25条 ・運営基準条例5条 ・重要事項説明書モデル例 ・社会福祉事業情報提供通知[A6]	重要事項説明書	B	
				B	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等										
	利用契約時に契約書を作成し、交付がなされていること。 （サービス内容、利用料、苦情受付窓口などを書類交付により必要）	・認定こども園留意事項通知 [Q2]	交付書面	B											
	施設の見やすい場所に、重要事項（重要事項説明書など）を掲示しているか。さらにインターネット（ここdeサーチ等）を利用して公衆の閲覧に供しているか。 「重要事項」 …運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項 重要事項に変更があったときは、その内容を利用者に説明しているか。	・運営基準条例23条	掲示内容	B	軽微な違反 全く掲示していない										
	特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けたときは、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。 ※保護者に個別に通知する必要はなく、園だより等を活用して一括して通知することも可能。 ※通知は1年分まとめて行うことも可能。 【園だよりの記載例】 （題名） 「〇〇年度の施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知」 （本文） 「〇〇年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者の利用者負担額を減じた額となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別に園までお問い合わせください」	・運営基準条例14条	子ども・子育て法施行規則33条 法施行規則37条 ・「法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について」	B C	一部通知もれ 全く通知していない										
	・特定教育・保育施設が広告をする場合、虚偽又は誇大な広告となっていないか。	運営基準条例28条 ・社会福祉法79条	広告	B C	軽微な違反 重大な違反										
	(2) 利用者負担額は適切なものであるか	・実費徴収、上乗せ徴収(特定負担額)の支払を求める際はあらかじめ、その理由、金額、使途を書面で明らかにして保護者に説明しており、同意を得ているか。 (上乗せ徴収については重要事項説明書等により、書面による同意が必要。実費徴収については書面による同意は要しない) (※)「実費徴収」…特定教育・保育施設で通常提供される便宜に要する費用 例：園児の所有となる日用品、文房具、制服等の物品購入費用、1号・2号認定こどもの給食費、特別行事代、通園バス代 等 実費徴収の説明は、運営規程や重要事項説明等であらかじめ費目や金額を網羅するまでは必要なく、徴収の必要が生じた都度、園だより等で行う方法で可。 (※)「上乗せ徴収」…給付の水準を超えて教育・保育の質の向上を図る場合に、特に必要と認められる費用 例：スイミング代、英語教室代等	運営基準条例13条6項 実費徴収の例: <table><tr><td>ア</td><td>日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</td></tr><tr><td>イ</td><td>教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</td></tr><tr><td>ウ</td><td>食事の提供に要する費用 (3号認定子どもの食事の提供に要する費用を除き、1号・2号認定子どもについては給食費(主食費・副食費)の提供に係る費用に限る) ※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の副食費は免除</td></tr><tr><td>エ</td><td>施設に通う際に提供される便宜に要する費用</td></tr><tr><td>オ</td><td>上記の他、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの</td></tr></table>	ア	日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用	イ	教育・保育等に係る行事への参加に要する費用	ウ	食事の提供に要する費用 (3号認定子どもの食事の提供に要する費用を除き、1号・2号認定子どもについては給食費(主食費・副食費)の提供に係る費用に限る) ※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の副食費は免除	エ	施設に通う際に提供される便宜に要する費用	オ	上記の他、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	契約書、同意書	B C
ア	日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用														
イ	教育・保育等に係る行事への参加に要する費用														
ウ	食事の提供に要する費用 (3号認定子どもの食事の提供に要する費用を除き、1号・2号認定子どもについては給食費(主食費・副食費)の提供に係る費用に限る) ※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の副食費は免除														
エ	施設に通う際に提供される便宜に要する費用														
オ	上記の他、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの														
	上乗せ徴収を行う場合は、その費目や金額などが運営規程に規定されているか。 また、徴収は規定どおりに行われているか。	運営基準条例20条1項		B C	軽微な違反 重大な違反										

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
	施設型給付費に含まれる費用を徴収する等、不適切な利用者負担を設定していないか。 ・給付に含まれるもの：通常保育で園が使用する保育材料、3号こどもの給食費、おやつ代等 ・冷暖房費は別途、加算措置されるため、原則として徴収は認められないこと。 ・入園手数料は、1号認定こどもについてのみ、その選考に係る手数料として認められるものであること。	運営基準条例13条		B C	軽微な違反 重大な違反
	利用者負担とする費用と金額については、使途及び設定額が客観的に説明できるものであるか。 ・上乗せ徴収については、給付費で賄えないことが客観的に説明できるものであること。 ・実費徴収については、実費相当額であることが客観的に説明できるものであること。	運営基準条例13条		B C	軽微な違反 重大な違反
	利用者負担額を受領した場合は、その収支を施設会計に計上しているか。 （徴収名目ごとに徴収簿等により収支を適切に管理しているか。また、その結果を踏まえて金額の設定・見直しがなされているか） なお、概算額で徴収する場合は、収支を管理・報告し、適切に精算されていること	運営基準条例13条		B C	軽微な違反 重大な違反
	利用者負担額を受領した場合は、領収書を利用者に交付しているか。 （振込・口座引落し等による場合、交付しない取扱いも可とされていること。ただし、あらかじめ保護者に当該取扱いを説明し同意を得ておくとともに、希望する利用者には領収書を発行することが必要となること）	運営基準条例13条		B C	一部未交付 全く交付していない
	園だより、クラスだより等が活用されているか 特別保育事業等の案内が適切に行われているか。				
14 利益供与、利益收受の禁止	・地域子ども・子育て支援事業者、他の教育・保育施設等から、小学校就学前の子どもやその家族を紹介された場合において、その対償として金品その他の財産上の利益を与えていないか。 ・地域子ども・子育て支援事業者、他の教育・保育施設等に小学校就学前の子どもやその家族を紹介した場合、その対償として金品その他の財産上の利益を受け取っていないか。	・運営基準条例29条1項・2項		B C	軽微な違反 重大な違反
15 サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること	【自己評価】 幼保連携型認定こども園の設置者は、提供する教育・保育及び子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。 （評価方法：施設の実情に応じて適切な項目を設定して行う）	・認定こども園法23条 ・認定こども園法施行規則23条 ・運営基準条例16条1項（実施義務） ・保育所における自己評価ガイドライン ・幼稚園における学校評価ガイドライン		B C	軽微な違反 重大な違反
	【学校関係者評価】 幼保連携型認定こども園の設置者は、上記の自己評価を踏まえて、園児の保護者その他の関係者（職員を除く）による評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	・認定こども園法23条 ・認定こども園法施行規則24条 ・運営基準条例16条2項		B	
	【第三者評価】 幼保連携型認定こども園の設置者は、提供する教育・保育及び子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めているか。	・認定こども園法23条 ・認定こども園法施行規則25条 ・運営基準条例16条2項		B	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
16 地域との連携・情報提供	施設の運営にあたって、地域との連携・協力を努めているか。 （例）教育・保育の公開、地域の行事への参加、地域団体との協働、園外保育（老人ホームへの訪問等）、トライやる・ウィークの受入れ等	・認定こども園法24条 ・幼保基準条例6条2項 ・運営基準条例31条		B	
17 施設内で権利侵害や虐待が起こされていないか	職員が虐待をしていないこと ※児童の状態に応じた処遇をしていること	・幼保基準条例11条、12条 ・運営基準条例25条 ・保育所等における虐待等に関する対応について（令和4年12月7日厚労省等事務連絡） ・虐待対応ガイドライン[P3]		C	
	職員に、児童の人権教育を実施していること 倫理綱領・行動基準を作成し、職員に周知していること 日々の保育実践における振り返りを行っているか	幼保基準条例6条、7条 ・保育所等における虐待等に関する対応について（令和4年12月7日厚労省等事務連絡） ・虐待対応ガイドライン[P3]	人権研修記録	B C	一部未実施 全く実施していない
	職員相互のチェックをする等、施設内での虐待が発生しにくい環境を作ること ※直接処遇職員の単独行動による密室化した虐待の防止に施設として取り組んでいるか	・児童虐待防止法5条3項 ・障害児虐待防止通知[P2] ・保育所等における虐待等に関する対応について（令和4年12月7日厚労省等事務連絡） ・虐待対応ガイドライン[P3]		B	
	虐待等と疑われる事案（不適切な保育）であると確認した場合、状況を正確に把握するとともに、把握した情報を姫路市に情報提供・相談し、今後の対応について協議しているか。	・児童虐待防止法5条3項 ・障害児虐待防止通知[P2] ・保育所等における虐待等に関する対応について（令和4年12月7日厚労省等事務連絡） ・虐待対応ガイドライン[P3]		B C	協議が不十分 協議していない
18 個人情報の適切な取扱いがなされているか	・特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ※保育教諭（＝保育士）の秘密保持義務については別途、児童福祉法18条に規定	・幼保基準条例15条1項 ・運営基準条例27条 ・法18条		C	
	特定教育、保育施設は、職員であった者が正当な理由なく秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ⇒個人情報保護の規程を定めているか（就業規則への規定等も可） ⇒職員から個人情報保護に関する誓約書の提出を受けているか	・幼保基準条例15条2項 ・運営基準条例27条		B C	一部未実施 全く実施していない
	・支給認定子どもに関する情報を小学校、他の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者等に提供する場合は、あらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。 （契約時、重要事項の説明時などに併せて説明し、書面で同意を得ること）	・運営基準条例27条3項		C	
	上記のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守していること	・福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインの廃止等について ・個人情報保護法23条 ・幼保基準条例15条1項		C	
2 入所者の生活環境等の整備					

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
1 施設整備等生活環境は、適切に確保されているか	・児童が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか ・保育室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか ・乳児を入所させている施設については、調乳設備、沐浴設備等が整備されているか ・手洗場には石鹸、消毒液が配置されているか	・教育・保育要領	・平面図 ・現状確認	C	管理が不十分 管理が不適正
	保育室等の衛生管理は適切に行われているか ・調乳設備、沐浴設備は衛生的な取扱いをしているか ・空調設備は適切に管理されているか（とくに、レジオネラ対策。加湿設備等の管理は適切か） ・保育室等の清掃、保温、換気等は適切になされているか	・幼保基準条例3条、5条 ・水道法 ・県特設水道条例		B	
	動物の飼育場所は適切かつ清潔が保たれているか	・教育・保育要領		B	
	保健室（医務室）等に救急用の薬品や応急処置用品（包帯など）を備え、適切に管理しているか	・学校保健安全法7条 ・学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準について（S33 文体保第55号通知）	・現状確認	B C	
	誤飲等の事故につながる危険なものを置いていないか	・教育・保育要領	・現状確認	B	
3 処遇に必要な職員等の確保					
(1) 施設長等の状況					
1 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	直接処遇職員は、他の施設と兼務していないこと。	・幼保基準条例8条 ・運営基準条例21条2項	・事務分担当表 ・出勤簿、履歴書	C	
2 園長に適任者が配置されているか。	基本分単価に含まれているため、「常時専従」（月20日以上かつ1日6時間以上）の要件を欠く場合は、保育教諭1名の加配が必要であること。	・幼保基準省令解釈通知[A1] ・給付留意事項通知[E4] ・認定こども園法第14条第1項	・経歴書 ・出勤簿 ・休暇簿 ・就業規則	C	
(2) 人事管理					
1 配置基準に基づく必要な保育教諭等が確保されているか。 ※基準を下回っている場合は、事前にこども保育課に確認・協議をすること。	【配置基準】＝A～Cの3基準 【A】: 基準上の必要配置数 ・各年齢ごとの必要保育教諭等の数(小数点第2位以下切捨)を合算して得られた必要数(小数点以下は四捨五入) ・その他の基準上の必要配置条件 【B】: 給付上の加配基準(基本分単価に含まれているもの) 【C】: 特別保育等で必要となる配置基準 ※無資格者は基準内配置数にはカウントできない。 ※非常勤保育教諭(短時間保育教諭を含む)配置時の算出方法(算式) ア: 短時間勤務の保育教諭及び常勤の保育教諭以外の保育教諭の1か月の勤務時間の合計 イ: 各園の就業規則等で定めた常勤保育教諭の1か月の勤務時間数(160時間を上限とする) 常勤換算値＝ア／イ	・幼保基準条例18条3項 ・運営費通知[E1]第1-1(2) ・運営費通知施行通知[E2]第1-1 ・短時間保育士通知[B2] ・配置基準見直し通知[B3] ・保育対策促進通知(延長保育実施要綱)[H1] ・分園設置通知[L5] ・保育士適正配置通知[B7] ・給付留意事項通知[E4]	・保育士資格証(写) ・幼稚園教諭免許状(写) ・勤務割表 ・事務分担当表 ・辞令(採用、昇給) ・労働契約書 ・労働者名簿		

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
	【A】 施設全体で雇用する保育教諭数が、Aの基準上の必要配置数を下回っていないこと。 ※幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、当分の間、1人に限って保育士とみなすことができ、保育教諭等又は講師として園児の保育に従事することができる（保育に従事することができるのみで、学級を担当することはできない。）ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	・幼保基準条例18条 ・幼保基準省令解釈通知[A1] ・基準条例附則2条 ・幼保基準条例附則2条、6条 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について（通知）（令和5年2月9日付子発0209第2号他）		B C	少し下回っている 著しく下回っている
	【A】 各組ごとの担任保育教諭の数が、Aの基準上の必要配置数を著しく下回っていないこと。	・幼保基準条例18条		B C	少し下回っている 著しく下回っている
	【A】 保育教諭が常時、最低2名以上配置されていること（延長時間帯を含む）。 ※保育教諭には施設長は含まれないことに留意	・幼保基準条例18条	・勤務表、出勤簿	C	
	【B】 定員が90名以下の場合、Aの基準に加えて1名加配（常勤換算）されていること ・認定こども園の場合は2号・3号こどもの定員により判断 ・分園についても単独適用されることに留意（分園に加配が必要）	・運営費通知[E1]通知第1-1(2) ・運営費通知施行通知[E2]第1-1 ・給付留意事項通知[E4]		B C	少し下回っている 著しく下回っている
	【B】 保育標準時間認定こどもを受け入れる施設については、1名の加配（常勤換算）が必要であること。（分園も同様）	・給付留意事項通知[E4]		B C	一時的に不足 全く満たさない
	【B】 主幹保育教諭等2名（うち1名は非常勤でも可）を教育・保育計画の立案、子育て支援業務等に専任させるため、必ず、代替保育教諭等を2名（うち1名は非常勤でも可）を加配する必要があること。	・保育士適正配置通知[B7] ・給付留意事項通知[E4]		B C	一部を満たさない 全て満たさない
	【C】 特別保育事業について、補助交付上の必要配置数を下回っていないこと。 <u>延長保育</u> ・延長保育中は、基準に準じて必要な数の保育教諭を配置すること。 ・常時、複数（2名以上）の保育教諭で対応すること。ただし、保育短時間認定子どもに対する延長保育について、保育標準認定子どもを保育する職員の支援を受けられる場合は、保育教諭1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育教諭1人とするができる。 <u>一時保育</u> ・基準に準じて必要な数の保育教諭を配置すること。 ・事業実施中は、担当保育教諭を最低2名以上配置すること。ただし、認定こども園本体の職員の支援があり、一時保育児童に対する必要保育教諭数が1名以内の場合に限り、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において担当保育教諭は1名でも可能。 <u>障害児保育</u> ・特児：対象児童3人につき保育教諭1名 ・その他：対象児童9人につき保育教諭又は補助員1名	・規則36条の35第2 ・延長保育事業の実施について（延長保育実施要綱） ・一時預かり事業の実施について ・分園設置通知[L5]	・出勤簿	B C	加配の不足 基準上の不足

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘(問題点)の内容等
	【乳児等通園支援事業】※実施園のみ 【配置基準】 基準上の必要配置数 ・乳児:おおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満の幼児:おおむね6人につき1人以上 ・配置された職員の半数以上は保育士資格を有する者 ・配置職員数は2人を下ることはできない。(※特例あり) ・各年齢ごとの必要保育士数(小数点第2位以下切捨)を合算して得られた必要数(小数点以下は四捨五入) ・その他の基準上の必要配置条件 ※無資格者は基準内配置数にはカウントできない。 ※非常勤保育士(短時間保育士を含む)配置時の算出方法(算式) ア:短時間勤務の保育士及び常勤の保育士以外の保育士の1か月の勤務時間の合計 イ:各保育所の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数(160時間を上限とする) 常勤換算値＝ア／イ	・保育士資格証(写) ・勤務割表 ・事務分担表 ・辞令(採用、昇給) ・労働契約書 ・労働者名簿	・誰通基準22条 ・誰通基準条例23条	C	
	保育教諭として業務を行っている者は、保育士登録を行い、かつ幼稚園教諭普通免許状を有しているか(経過措置あり) ※保育士登録を行っていない者は含まれない。 ＜保育教諭が幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有をしていない場合＞ ・幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有ができるよう、特例による単位の修得を行いやすい環境整備に取り組むこと。 ・計画的にもう一方の免許・資格を取得できるよう、人事計画を作成する等の取組を実施すること。 ・主幹保育教諭及び指導保育教諭等(児童の教育・保育に直接従事する副園長又は教頭を含む)については、優先して資格等の取得がなされるよう計画すること。 ＜経過処置＞ ①幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、主幹保育教諭又は指導保育教諭となることができる(令和8年度末まで)。 ②幼稚園教諭免許状の授与又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、保育教諭等となることができる(令和11年度末まで)。	・認定こども園法15条 ・認定こども園法附則5条 ・保育教諭等資格通知[B8]	・保育士証(新任者のみ) ・幼稚園教諭免許状(新任者及び更新対象者)	B	
	保育教諭のうち、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を具備していない者について、資格取得促進の配慮を講じているか(経過措置あり)	・幼保基準省令解釈通知2(2) [A1]		B	
	無資格者が単独で教育・保育を行っていないこと。 (無資格者が従事している施設のみ)	・幼保基準条例18条 ・法18条の23	・勤務表、出勤簿	C	

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘（問題点）の内容等
	短時間保育教諭（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するもの）以外の者。）を基準上の定数に充てる場合は、次の要件を満たすこと。 ・学級（組）の担任は原則常勤専任であること ・常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること（※） （※）令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。 （なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記の取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。） ・常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること	・短時間保育士通知[B2] ・保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）（令和5年4月21日こ成保21）	・勤務表、出勤簿	B	
	スポットワーク（短時間かつ単発の就労を内容とする雇用契約の下で働く）により採用された保育教諭については、最低基準上の保育士定数の一部に充てていないか。 ＜スポットワークの考え方＞ スポットワークについては、病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点からは、保育教諭について、1～2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、園の運営に当たって、望ましくない。そのため、最低基準上の保育教諭定数の一部に充てることは望ましくない。	・保育所等におけるスポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士の取扱いについて（通知）（令和7年2月14日こ成保第131号）	・勤務表、出勤簿	B	
	・学級を担任する者は幼稚園教諭免許状を有する者が望ましいこと。 ・3歳未満児の保育に従事する者は保育士有資格者が望ましいこと。	・幼保基準省令解釈通知 [A1]	・平面図	B	
	・乳児（1歳未満児）の入所する施設においては、乳児保育の経験のある保育士又は保健師（又は看護師）の配置が望ましいこと。	・保母配置基準見直し通知	・平面図	B	
2 3歳以上児について、学級を編制し、学級担任の配置を行っているか。	1号認定こどもと2号認定こどもの共通の利用時間について、学級を編制すること。 なお、1学級あたりの人数は35人以下を原則とする。 （ただし、3歳児クラスで学級担任が1人の場合、25人以下を原則とする）	・幼保基準条例17条2項		B C	軽微な違反 重大な違反
	各学級は少なくとも1人の専任の保育教諭（学級担任）に担当させること。	・幼保基準条例18条1項			

監査項目	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 （〔 〕内は整理用の符号）	確認書類	区分	区分の程度/指摘(問題点)の内容等
3 配置基準に基づく必要な調理員等が確保されているか。	2号・3号こどもの定員数に対する調理員等の配置基準数（給付上の基本分単価の基準数）を下回っていないこと（常勤又は常勤換算により充足すること）。 定員 40人以下 1人 定員 41～150人 2人 定員 151人以上 3人（※ただし、うち1人は短時間の非常勤職員で可） ①調理員未設置の分園がある場合は、本園・分園の総児童数で判断されること。 ②園内において調理業務を委託する場合は、基準を満たすことにより、調理員を置かないことができること。 ③外部搬入する場合は、幼保基準条例14条を満たすことにより、調理員を置かないことができる。ただし、3歳未満児については、自園調理が必要なため、調理に必要な調理員の配置が必要となること。 （注）上記②③について、委託及び外部搬入によらない児童がある場合は、園の定員に係らずその人数について調理員の必要数が判断されること。 ・給付基準上の配置数を超えて配置されている場合、妥当な範囲の配置となっていること（→各職員の担当業務が明確になっているか） ・調理員や事務員等の配置数は業務量に即したものとなっていること（→架空の配置はないか）	幼保基準条例18条4項 ・運営費通知施行通知[E2]第1-1 ・分園設置通知[L5] ・基準改正通知[A1] ・基準・規則改正通知[A2] ・調理業務委託通知[I1] ・給付留意事項通知[E4]	・事務分担表 ・労働者名簿 ・委託契約書	C	
		・給付留意事項通知[E4]	・出勤簿 ・給食関係業務記録簿	B	
4 学校医が配置されているか。	学校医が任命されており、健診等、児童の健康管理に適切に従事しているか。また、学校医の就任承諾書（嘱託契約書）等がとられているか。	認定こども園法27条（学校保健安全法23条を準用）	・就任承諾書 ・嘱託契約書等	B C	契約書なし 配置なし
5 学校歯科医が配置されているか。	学校歯科医が任命されており、歯科健診等、児童の歯の健康管理に適切に従事しているか。また、学校歯科医の就任承諾書（嘱託契約書）等がとられているか。	認定こども園法27条（学校保健安全法23条を準用）	・就任承諾書 ・嘱託契約書等	B C	契約書なし 配置なし
6 学校薬剤師が配置されているか。	学校薬剤師が任命されており、学校保健活動等、学校における保健管理に適切に従事しているか。また、学校薬剤師の就任承諾書（嘱託契約書）等がとられているか。	認定こども園法27条（学校保健安全法23条を準用）	・就任承諾書 ・嘱託契約書等	B C	契約書なし 配置なし
(4) 各種加算等					
公定価格上の各種加算の算定を適切に行っているか。	別紙加算チェックシートにより確認		・加算チェックシート	B C	

幼保連携型認定こども園指導監査関係法令通知等一覧

番号	法令及び通知	略称	文書番号
	◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園法	
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	認定こども園法施行規則	平18省令第3号
	姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	幼保基準条例	
	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	運営基準条例	
	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	誰通基準	令和七年内閣府令第一号
	姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	誰通基準条例	令和7年3月27日姫路市条例第6号
A1	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	幼保基準省令解釈通知	府政共生1104号、26文科初891号、雇児発1128第2号
A6	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う児童家庭局所管の福祉サービスの利用の際の情報提供等について	社会福祉事業情報提供通知	児発第578号通知
	【職員】		
B2	保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて	短時間保育士通知	子発0319第1号通知
B3	保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について	配置基準見直し等通知	児発第305号通知
B7	保育所における保育士等の適正配置について	保育士適正配置通知	雇児保発第0930001号
B8	保育教諭等が円滑に幼稚園教諭免許状及び保育士資格を取得・併有するための対策について	保育教諭等資格通知	こ成基第187号通知
	【入所等】（手続き、定員など）		
C3	保育所入所手続き等に関する運用改善等について	入所手続き運用（課長通知）	児保発12号通知
C6	保護者求職中の取扱い等保育所の入所要件等について	入所要件等通知	児保第2号通知
C8	学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について	定期情報提供通知	府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号通知
	【運営】		
	◎幼保連携型認定こども園教育・保育要領		教育・保育要領
	幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説		教育・保育要領解説
	【運営費等】		
E1	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	運営費通知	厚生省発児第59号の2通知
E4	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	給付留意事項通知	府政共生350号通知
	【給食】		
I1	保育所における調理業務の委託について	調理業務委託通知	児発第86号通知
I4	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	食事提供指導通知	雇児発0330第8号通知
I5	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	食事計画通知	雇児保発0330号第1通知
	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	保育所アレルギーガイドライン	雇児保発0317第1号通知
	【保健・衛生】		
J1	児童福祉施設等における衛生管理の強化について（抄）	衛生管理強化通知	児発第669号通知
J2	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	食中毒防止徹底通知	社援施第97号通知
J3	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	保存食通知	社援施第117号通知
J6	社会福祉施設における衛生管理について（別添 大量調理施設衛生管理マニュアル）	大量調理施設衛生管理マニュアル	社援施第65号通知
J8	社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について		社援施第117号通知
J9	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について		社援施第116号通知
J14	児童福祉施設等における衛生管理等について	衛生管理通知	雇児発第0120001号通知
J15	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	感染症報告通知	雇児発0222001号連名通知

番号	法令及び通知	略称	文書番号
	学校環境衛生管理マニュアル 「学校環境衛生基準」の理論と実践（平成30年度改訂版 文部科学省）		
J17	学校給食衛生管理基準の施行について	学校給食衛生管理基準	21文科ス第6010号通知
J18	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	幼保外部搬入等通知	府子本第448号等通知
	保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023年10月一部改正）	感染症対策ガイドライン	
	【災害対策】		
K8	児童福祉施設等に設置している遊具の安全管理の強化について	遊具安全強化通知	雇児総発第0628001号通知
K10	特定教育・保育施設等における事故報告等について	特定施設事故報告通知	府子本第912号通知
K11	特定教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	事故対応ガイドライン	府子本第192号通知
K12	保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について		雇児保発0616第1号
	【設置認可等】（土地・建物、権利関係）		
L5	幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について		府政共生第743号通知
	【苦情解決】		
L6	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について		児発575号連名通知
	【第三者評価】		
	福祉サービスの第三者評価事業の指針について		雇児発第0507001号連名通知
	【虐待】		
P2	障害者（児）施設における虐待の防止について	障害児虐待防止通知	障発第10200001号通知
P3	昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について別紙2 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	虐待対応ガイドライン	こ成保445文科初第420号
	認定こども園関係		
Q2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に際しての留意事項について（平成18年9月15日 18初幼教第6号・雇児保発第0915001号）	認定こども園留意事項通知	
	【指導監査】		
	児童福祉行政指導監査の実施について （別紙）児童福祉行政指導監査実施要綱	指導監査実施要綱	児発471号
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について		府子本第373号ほか
	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について （別添1）特定教育・保育施設指導指針 （別添2）特定教育・保育施設監査指針		府子本第390号
	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について		府子本第55号